一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町芦生ヲクノ谷二の一、三、四の一、四の二、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一〇の二、一一、一二、一二の一、一三、一四、一六から二〇まで、二一の二、二四、二七、下ケ谷一、二、三の一、四の一、五の一、六、八、一八の一、一九から二一まで、二三、ヒンゼ四の一、四の三、六の一、六の三、六の四、六の六、須後一の一、一の二、六、七、八の三、九の一、一五、一六の一、一七の一、内杉谷一、二の一、三の一、三の二、三の四、五の一、一〇、一二、一三、一四の一、一四の二、一四の四、一四の六、一五、一五の二、一五の五、一六、一八、二〇の一、二一の一、二一の三、二二の一、二二の四、二二の五、二三、二四の一、二四の三、二五の一、二五の三、二六の一、二六の三、二七の一、三六の一、三六の三、三七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町高内小字古屋敷一五、小字彦兵エ谷五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字古屋敷一五・小字彦兵エ谷五六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町芦生金麻夫一〇から一二まで、一二の二、一三から一八まで、飛迫一の一から一の三まで、二から九まで、向山一、二の一から二の三まで、三から八まで、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一三の一、一四の一、一八の一(次の図に示す部分に限る。)、大向一の乙、一から九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町芦生火ノ谷二の一、三から六まで、七の一、七の二、八から一〇まで、一一の一、一一の二、一二から一九まで、一九の一、二〇から二二まで、二三の一、二三の二、二四、二五、二五の一、二五の二、二六、二七、ヒンゼ一、二の一から二の四まで、三、四の二、五、七、七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府亀岡市篠町王子東長尾一の三(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東長尾一の三(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び亀岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百二十九号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の七十及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。)第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び海洋汚染防止法第十九条の四十六において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜デザインサポートオフィスの変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	横浜デザインサポートオフィス
変更後	横浜テクニカルサポートオフィス

(二)　変更年月日　平成二十五年七月一日

二　London Design Support Office Lloyd's Register EMEAの変更

(一)　事業所の名称及び所在地の変更

	名　称	所　在　地
変更前	London Design Support Office Lloyd's Register EMEA	71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
変更後	Marine Technology & Engineering Services, Southampton, Lloyd's Register EMEA (Europe, Middle East and Africa)	Mountbatten House, 1 Grosvenor Square, Southampton, SO15 2JU, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

(二)　変更年月日　平成二十五年七月一日